

新宿区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

平成 28 年 3 月 31 日 27 新福障経第 2421 号

令和 6 年 4 月 1 日 6 新福障事第 22 号

第 1 趣旨

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービス事業者、特定相談支援事業者、地域生活支援事業者及び障害者支援施設等の設置者、児童福祉法（昭和 39 年法律第 164 号）に規定する障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者その他区長が必要と認める障害者福祉に係る事業又は施設を経営する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、総合支援法、児童福祉法その他の法令又は東京都若しくは新宿区（以下「区」という。）の条例若しくは規則に基づき区が行う運営指導及び監査の実施に関し、必要となる事項を定めるものとする。

第 2 指導及び監査の目的

指導及び監査は、総合支援法、児童福祉法その他の法令及び東京都若しくは区の条例又は規則で定める最低基準及び指定基準並びに総合支援法に規定する自立支援給付、児童福祉法に基づく障害児通所給付費その他これらの給付と類似の給付であって、法令又は条例若しくは規則に基づき区が実施するもの（以下「自立支援給付等」という。）に係る支給の基準に基づき策定する第 3 の 4 の(1)に定める指導基準に対する適合状況について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、区の区域内に所在し、又は区とサービスの実施に関し協定を締結した障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付等の費用等の支給の適正化を図り、区における障害者又は障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第 3 指導について

1 指導の方針

指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、指導基準に定めるサービス内容及び自立支援給付等に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

2 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 運営指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地で行う。ただし、運営指導を効率的かつ効果的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に指導を行うことができる。

3 指導形態の選定基準

区長は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、別表1の選定基準に基づいて対象の選定を行う。

4 指導の実施方針及び実施計画

(1) 区長は、毎年度の当初において、指導を効率的・効果的に実施するため、当該年度における指導の重点事項、指導目標及び指導項目等を掲げる障害福祉サービス事業者等指導実施方針（以下「実施方針」という。）並びに運営指導に係る基準（以下「指導基準」という。）を、別に定めるものとする。

(2) 区長は、毎年度の当初において、実施方針に基づき、指導の実施時期その他必要な事項を定めた当該年度の指導の実施計画（以下「実施計画」という。）を作成するものとする。

5 調査書の提出

区長は、必要があると認めるときは、指導の実施に当たって、障害福祉サービス事業者等から指導に必要となる書類（調査書）等の提出を求めるものとする。

6 指導の実施方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施の日時、場所、出席者、指導内容等を、当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付等に係る費用等の支給関係事務、請求内容、制度改正内容、過去の指導における指導事例等について、講習等の方式で行う。

なお、オンライン等の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 運営指導

ア 運営指導の通知

区長は、運営指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、運営指導の準備に必要と認められる期間を考慮して区長が相当と認める時期までに、当該障害福祉サービス事業者等に対し、運営指導の根拠、日時、場所、担当者、運営指導に立ち会うべき者、運営指導の実施に関し準備すべき書類等を記載した文書により通知する。ただし、区長がやむを得ない事情があると認めるときは、運営指導を開始するときに当該文書を交付するものとする。

イ 運営指導の方法

運営指導は、指導基準に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式により行う。

ウ 運営指導の結果の通知

区長は、運営指導を行った結果、改善を要すると認める事項（以下「改善事項」という。）があるときは、その旨を、運営指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対して文書により通知する。

エ 改善報告書の提出

区長は、ウにより当該障害福祉サービス事業者等に対して、運営指導の結果を通知したときは、その通知をした日の翌日から起算して30日目の日（その日が、新宿区の休日を定める条例（平成元年新宿区条例第1号）第1条に規定する区の休日（以下「休日」という。）に該当するときは、当該休日の直後の休日でない日）までに、改善事項に係る改善結果の報告書の提出を求めるものとする。

オ 運営指導の体制

運営指導は、2名以上の区の職員により班を組織し、実施するものとする。

7 運営指導後の措置等

- (1) 区長は、運営指導の結果、改善事項について、改善が不十分な指定障害福祉サービス事業者等については、必要に応じて、再度、運営指導等を行う。
- (2) 区長は、運営指導の結果、第4の2に定める監査の選定基準に該当すると認めたときは、速やかに監査を行う。
- (3) 区長は、運営指導の結果、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容又は自立支援給付等に係る費用の請求等に関し不当な事実を確認したときは、相当と認める方法により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の返還を求めるものとする。
- (4) 区長は、運営指導の対象となった障害福祉サービス事業者等に対し、文書により改善事項を通知し、その改善状況を確認したときは、その改善事項及び改善状況について、原則として区のホームページに掲載し、区民に周知する。

8 運営指導への協力を拒まれたときの対応

区長は、障害福祉サービス事業者等が、正当な理由がなく運営指導への協力を拒んだ場合において相当と認めたときは、第4に定めるところにより、監査を行う。

第4 監査について

1 監査の方針

監査は、障害福祉サービス事業者等が、次項に定める監査の選定基準のいずれかに該当するときに、その事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を取ることを目的として行うものとする。

2 監査の選定基準

監査の選定基準は、別表2に掲げるとおりとする。

3 監査の実施方法等

(1) 事前調査

区長は、原則として、監査を実施する前に自立支援給付等に係る費用等の請求等による書面調査を行うとともに、必要と認めるときは、障害福祉サービス事業者等によりサービスを提供された障害者及び障害児の保護者に対する聞き取り調査を行う。

(2) 監査の実施

区長は、別表2に掲げる事実を確認するために必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、監査を実施する旨を記載した文書を交付した上で、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、若しくは当該福祉サービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(3) 監査調書の作成

区長は、監査を実施したときは、当該監査に係る調書を作成するものとする。

(4) 監査体制等

ア 監査は、原則として、その対象となる障害福祉サービス事業者等に対して運営指導を行った区の職員2名以上により班を組織し、実施するものとする。

イ アにかかわらず、監査は、その必要があると認められるときは、副参事の職層にあるものを長とした区の職員3名以上により班を組織し、実施するものとする。

4 監査を実施した後の措置

(1) 勧告又は指定の取消し等の事由に該当する旨の通知

区長は、監査の実施により、指定障害福祉サービス事業者等（総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者若しくは障害者支援施設等の設置者又は児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者に限る。）が次のいずれかに該当するときは、その旨を東京都知事及び当該障害福祉サービス事業者等に対し、通知するものとする。

ア 総合支援法第49条第6項、同法第50条第2項、同法第51条の28第6項、同法第51条の29第3項に規定する場合

イ 児童福祉法第21条の5の23第5項又は同法第21条の5の24第2項に規定する場合

(2) 勧告

区長は、監査の実施により、指定障害福祉サービス事業者等（総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者又は児童福祉法に基づく障害児相談支援事業者である者に限る。）が次の各号に掲げる場合に該当する場合において必要があると認めるときは、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告するものとする。

ア 総合支援法第51条の28第2項各号に掲げる場合 同項各号に掲げる措置

イ 児童福祉法第24条35第1項各号に掲げる場合 同項各号に掲げる措置

(3) 公表

区長は、前号により勧告を行った場合において、必要があると認めるときは、総合支援法第51条の28第3項又は児童福祉法第24条35第2項に定める事項を公表するものとする。

(4) 指定の取消等

区長は、監査の実施により、指定障害福祉サービス事業者等（総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者である者又は区と協定を締結した地域生活支援事業者に限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合において必要と認めるときは、当該各号に定める措置をとるものとする。

ア 総合支援法第 51 条の 28 第 2 項各号に掲げる場合 総合支援法第 51 条の 29 第 2 項の規定による指定の取消し又は指定の効力の全部又は一部の停止

イ 児童福祉法第 24 条 35 第 1 項各号に掲げる場合 同法第 24 条の 36 の規定による指定の取消し又は指定の効力の全部又は一部の停止

ウ 新宿区地域生活支援サービス事業者の登録等に関する規則（平成 19 年新宿区第 82 号）第 11 条各号に掲げる場合 同条の規定による登録の取消し

(5) 指定の取消し等以外の措置

区長は、監査の実施により、前号に定める場合に該当しないと認める場合において必要と認めるときは、監査の対象となった障害福祉サービス事業者等に対して、運営指導の方法その他適宜の方法により、必要な指導又は助言を行うものとする。

(6) 経済上の措置

ア 区長は、監査の実施により、指定障害福祉サービス事業者等が、偽りその他不正の手段により自立支援給付又は障害児通所給付費を受けた事実を認めた場合において必要と認めるときは、その受けた額の全部又は一部について総合支援法第 8 条第 2 項及び児童福祉法第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づく不正利得の徴収を行うものとする。

イ 区長は、アにより不正利得の徴収を行うときは、その徴収額に加えて、原則として総合支援法第 8 条第 2 項及び児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、当該徴収額に 100 分の 40 を乗じて得た額を徴収するものとする。ただし、区長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

ウ 区長は、監査の実施により、指定障害福祉サービス事業者等が、不正の手段又は過誤等により自立支援給付等を受けたとき(ア及びイに掲げる場合を除く。)は、その受けた額について、相当と認める方法により、当該指定障害福祉サービス事業者等に対して請求するものとする。

第 5 東京都への報告

区長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項について、東京都に報告するものとする。

(1) 毎年度における実施計画を策定したとき 当該実施計画

(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対して運営指導しようとするとき 当該運営指導を行う旨

(3) 前号に定める運営指導を行ったとき 運営指導の結果の概要

第 6 補則

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3の3関係）

指導の選定基準

指導の形態	選定基準
集団指導	自立支援給付費対象サービス等の取扱、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容等に応じて必要と認められる障害福祉サービス事業者等
運営指導	<ol style="list-style-type: none">1 通報、苦情の申立て、自立支援給付等の請求の状況などにより、その運営の状況を確認する必要があると認められる障害福祉サービス事業者等2 過去の運営指導において指摘された事項の改善の状況を確認する必要があると認められる障害福祉サービス事業者等3 運営指導が未実施であり、又は最後に運営指導がされた日から起算して概ね3年以上経過した障害福祉サービス事業者等4 運営指導を行う日が属する年度の前年度又は前々年度に集団指導を欠席した障害福祉サービス事業者等5 次のいずれかに掲げる検査と運営指導を同時に行い得る障害福祉サービス事業者等<ol style="list-style-type: none">(1) 社会福祉法に基づく検査(2) その他障害者福祉等の福祉に係る法令又は条例若しくは規則に基づく検査又は調査6 その他運営指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等

別表2（第4の2関係）

監査の選定基準

- 1 指導基準に照らし、障害福祉サービス事業者等が提供するサービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 2 自立支援給付に係る費用等の請求に不法又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 3 その他指導基準に関し、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- 4 度重なる運営指導によってもサービス内容又は自立支援給付等に係る費用等の請求に改善がみられないとき。
- 5 正当な理由が無く、運営指導への協力を拒んだとき。